

## 第1回八戸市勤労青少年ホーム運営審議会会議録

日 時：令和6年2月6日（火）午後2時

場 所：八戸市勤労青少年ホーム研修室

出席者：委員5名

類家会長、古川委員、昆委員、吉田委員、三浦委員

事務局：13名

齋藤教育長、八木田教育部長、鈴木教育部次長兼教育総務課長、熊谷教育部次長、高橋社会教育課長、梅内教育指導課長、石澤青少年GL、渡辺勤労青少年ホーム館長、松倉副参事、宮武主幹、黒坂主幹、高橋主事、河村主事

会議内容：下記のとおり

（司会）

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

予定の時間より少々前でございますけれども、只今より、八戸市勤労青少年ホーム運営審議会委員の委嘱状交付式及び組織会、並びに運営審議会を開会いたします。

はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

「次第」、「委員名簿」、「資料1 八戸市勤労青少年ホームの概要について」、「資料2 令和4年度事業実績報告について」、「資料3 令和5年度事業実施状況について」、「資料4 施設の現状と課題について」、「資料5 令和6年度事業計画(案)について」、「参考資料1 旧勤労青少年福祉法」「参考資料2 平成27年9月30日付け各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長・厚生労働省職業能力開発局長通知 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律等の施行について」の抜粋、「参考資料3 東北地方の中核市の状況」、「参考資料4 令和4年度建築物定期点検結果(本館)」、「参考資料5 令和4年度建築物定期点検結果(体育館)」、「八戸市勤労青少年ホーム条例」、同じく「条例施行規則」、同じく「運営審議会規則」、同じく「処務規定」、「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」、以上となります。

資料の不足等がございましたら、事務局へお知らせください。

よろしいでしょうか。

本日の審議会は、15時30分の終了を予定しております。

また、審議会閉会后、委員の皆様には施設内を御見学いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは始めに、この度委員に御就任されます皆様に、教育長 齋藤信哉より、委嘱状を交付いたします。

お名前をお呼びいたしますので、その場に御起立いただき、齋藤教育長から委嘱状をお受け取りください。委嘱状をお受け取り後は、再度、御着席ください。

（司会）

日本保育協会青森県支部 幼保連携型認定こども園類家保育園園長 古川雄大様

（古川委員）

はい。

（教育長）

委嘱状。古川雄大様。八戸市勤労青少年ホーム運営審議会の委員を委嘱します。期間、令和6年2月1日から令和8年1月31日までとします。令和6年2月1日、八戸市教育委

員会教育長 齋藤信哉。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(古川委員)

よろしくお願ひします。

※以下、昆委員から三浦委員まで同様に交付

(司会)

委員の皆様、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

なお、本日御欠席の委員、八戸商工会議所中小企業相談所所長 北山和久様、八戸労働基準監督署署長 加藤秀樹様には、後日、委嘱状を交付いたします。

それでは、改めまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。

お名前をお呼びいたしますので、その場にて一旦御起立願ひます。

日本保育協会青森県支部 幼保連携型認定こども園類家保育園園長 古川雄大様

(古川委員)

よろしくお願ひいたします。

※以下、三浦委員まで同様に紹介

(司会)

それでは皆様、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

続きまして、教育委員会事務局を紹介させていただきます。

教育長 齋藤信哉でございます。

(齋藤教育長)

はい。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

※以下、梅内教育指導課長まで同様に紹介。

(司会)

なお、本日の出席委員は5名で、委員数7名の過半数を超え、定足数を満たしておりますので、会議が成立することを御報告いたします。

次に、八戸市教育委員会教育長 齋藤信哉より、御挨拶を申し上げます。

(齋藤教育長)

はい。それでは、改めまして、こんにちは。

八戸市勤労青少年ホーム運営審議会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は御多用の中、本審議会へ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より、当市の青少年行政に深い御理解と御協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

さて、八戸市勤労青少年ホームは、昭和40年に、若年労働者のための福利厚生施設として、全国に先駆けて開設されました。

当時、我が国には数多くの勤労青少年が存在しており、昭和45年に制定された「勤労青少年福祉法」によって、勤労青少年ホームを設置する努力義務が課せられたことを受けて、昭和40年代から50年代にかけて、全国各地で多くの勤労青少年ホームが設置されて参りました。

その後、長きにわたり、勤労青少年ホームは多くの勤労青少年に余暇活動・交流促進の場として利用されて参りましたが、時代の変遷とともに、余暇活動の選択肢が広がったことに伴い、多くの市町村の勤労青少年ホームでは、利用者の数が減少してきております。

さらに、平成27年度には、社会経済状況の大幅な変化を背景とした法律の改正が行われ、勤労青少年ホームの設置については、各市町村が、地域の実情に応じて判断していく

こととなりました。

その結果、多くの市町村では、施設の老朽化が進んでいること、法律上の努力義務がなくなったことなどから、施設の在り方について、見直しを図っているところであります。

当市の勤労青少年ホームにおきましても、施設の老朽化が進み、安全面での課題を抱えているほか、利用者数が減少傾向にあるなど、他市町村と同様の課題を抱えており、施設の方向性について、今後、検討が必要な状況となっております。

本日の審議会では、まず、委員の皆様には施設の現状と課題を共有していただき、次回以降、施設の方向性について、御意見を賜りたいと考えております。

皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(司会)

以上をもちまして、八戸市勤労青少年ホーム運営審議会委員の委嘱状交付式を終了いたします。

続きまして、組織会に入ります。始めに、当審議会の、会長の選出を行います。

八戸市勤労青少年ホーム運営審議会規則第5条及び市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条第8項により、会長が決定するまでの間は、教育長が議長を務めることとなっておりますので、教育長は、議長席に移動をお願いします。

(齋藤教育長)

はい。では、よろしくお願いいたします。

それでは、当審議会規則に基づき、会長が決まるまでの間、議長を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

先程司会からありましたように、会長の選出につきましては、当審議会規則第3条第2項に基づき、委員の互選によって定めることとなっております。

まずは、自薦・他薦など、御意見がある方はおられますか。特に、ありませんか。

それでは、御意見が無いようなので、事務局から意見を訊きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

(教育長)

それでは、事務局からお願いいたします。

(事務局：梅内教育指導課長)

はい。事務局といたしましては、八戸商店街連絡協議会副会長の、類家委員にお願いできればと考えております。

(齋藤教育長)

只今、事務局から、八戸商店街連絡協議会副会長の類家委員という提案がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

(出席委員)

異議なし。

(齋藤教育長)

それでは、類家委員、御了承いただけますでしょうか。

(類家委員)

はい。

(齋藤教育長)

はい。ありがとうございます。それでは、類家委員に会長をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、会長が決定しましたので、議長の任を終わらせて頂きます。御協力、大変、ありがとうございました。

(司会)

類家委員、よろしくお願いいたします。

類家会長におかれましては、議長席に御移動をお願いいたします。

(類家会長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、類家会長から一言、就任の御挨拶を頂戴したいと思います。

(類家会長)

はい。改めまして、皆様、こんにちは。

只今、本審議会の会長の職をお預かりすることになりました、八戸市商店街連絡協議会副会長の類家と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

この審議会は、約10年ぶりの開催となるようですが、10年前というのと、今と大分、時代が違う頃でございます。

このホームが建ったのは私が生まれる前で、私、恥ずかしながら、初めて訪れたのですが、大分長い間ですね、この役割を担ってきたのかな、と思います。

齋藤教育長もお話ししておりましたけれども、やはりこの長い期間ですね、大分、時代も変化しておりますし、利用者の減少ですとか、また、法も変わったりですとか、そういった色々な課題が浮き彫りになってきた中で、改めて、本審議会で色々なことを協議して、今後の、このホームの方向性を決めていくことになる、ということでした。

是非、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきまして、この方向性を決めていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

次に、会長職務代理者の選出に移ります。

会長職務代理者は、審議会規則第3条第4項に基づき、会長が指名することとなっておりますので、類家会長、御指名をお願いいたします。

(会長)

それでは、会長職務代理者の指名をさせていただきます。

私としては、八戸鉄工連合会副会長の三浦委員をお願いしたいと思いますのですが、皆様、いかがでしょうか。

(出席委員)

異議なし。

(会長)

はい。ありがとうございます。

それでは、職務代理者を三浦委員をお願いしたいと思います。

(司会)

それでは、三浦職務代理者より一言、御挨拶を頂戴したいと思います。

(三浦職務代理者)

はい。三浦と申します。この度、職務代理者ということで御指名をいただきまして、ありがとうございました。

今、類家会長がお話ししたとおりですね、施設の在り方について、色々な課題があるということで、審議会を通じて一定の方向性を出せばな、ということで、会長を補佐しながら、進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、只今より、審議会に入ります。

審議会規則第3条第3項により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の進行を類家会長にお願いしたいと思います。

それでは類家会長、よろしく願いいたします。

(会長)

はい。それでは、議長を務めさせていただきます。

皆様、御協力のほど、よろしく願いいたします。

早速ですけれども、本日の案件に入らせていただきます。「(1) 八戸市勤労青少年ホームの概要について」、「(2) 令和4年度事業実績報告について」、「(3) 令和5年度事業実施状況について」、「(4) 施設の現状と課題について」、「(5) 令和6年度事業計画(案)について」、以上、関連性がございますので、事務局から一括して御説明の方をお願いいたします。

(事務局：梅内教育指導課長)

はい。教育指導課長の梅内と申します。それでは説明させていただきます。

お手元の「資料1」を御覧ください。

「八戸市勤労青少年ホームの概要」について、御説明いたします。

始めに、「施設の設置目的」について、御説明いたします。

八戸市勤労青少年ホームは、勤労青少年の保護及び福祉の増進を図り、中小企業の労働生産性の向上に寄与するため、八戸市勤労青少年ホーム条例を設置根拠として、昭和40年に設置された施設です。

主な利用対象者は、概ね35歳未満の働く青少年、いわゆる勤労青少年で、これまで、多くの勤労青少年が、余暇活動・交流促進の場として、施設を利用してきました。

施設には、本館と体育館があり、料理実習室や茶室、集会室などがある本館では、生け花教室、茶道教室などの主催講座を主に行っております。

また、体育館は、主にバスケットボールやバドミントン、バレーボールなどの、自主クラブに利用されております。

次に、「各施設の概要」について、御説明いたします。

当施設の管理は市が直接行っており、開館時間は平日及び土曜日の午後1時から午後9時までで、閉館日は日曜日、国民の祝日、12月28日から翌年1月4日までの、年末年始となっております。

主な利用対象者は、市内に勤務先がある、概ね35歳以下の勤労青少年となっておりますが、平日の日中など、勤労青少年の利用が少ない時間帯は、勤労青少年以外の方の利用も認めております。

また、本館は鉄筋コンクリート造2階建てで、昭和39年に、当時の労働省の補助事業として建設され、体育館は鉄骨造平屋建てで、昭和57年に、市の単独事業として建設されました。

なお、耐震診断につきましては、財政上の理由により、本館・体育館とも、未実施となっております。

2 ページをお開きください。施設の「利用状況」について、御説明いたします。

施設の年間延べ利用者数は、平成元年度から 17 年度までは毎年 1 万人を超え、ピーク時の平成 11 年度は 1 万 4 千人を超えましたが、その後、若者人口が減少し、余暇活動の選択肢も多様化するなど、社会経済状況が変化したことにより、利用者数は、徐々に減少してきました。

資料のグラフは、年間延べ利用者数の推移を示したもので、平成 20 年度から令和元年度までの年間延べ利用者数は、7 千人から 9 千人の間で推移し、令和 2 年度以降は、コロナ禍の影響もあり、4 千人から 7 千人の間で推移しております。

3 ページをお開きください。施設の「利用登録者数」について、御説明いたします。

当施設を利用するには、施設に来館の上、利用申込書を提出する必要があり、平成 23 年度から令和 2 年度までの利用登録者数は、年間 300 人から 500 人の中で推移していました。

しかし、令和 3 年度以降の利用登録者数は、コロナ禍の影響もあり、300 人に届きませんでした。

次に、施設の「管理運営体制」について、御説明いたします。

当施設は、当初、勤労青少年のための福利厚生施設として開設したため、施設の設置条例、施行規則、運営審議会規則については、市長部局の商工労働まちづくり部の産業労政課が所管しておりますが、体育館が開設した昭和 58 年に、「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第 3 条第 8 項によって、管理運営事務の権限が市長から教育長に委任されたことから、現在、施設の管理運営事務は、教育委員会事務局の、教育指導課が担当しております。

続きまして、「資料 2」を御覧ください。

「令和 4 年度事業実績」について、御報告いたします。

当施設では、主催事業として通年講座と短期講座を開催しており、令和 4 年度は、通年講座として、毎週火曜日にバレエストレッチ教室を、木曜日に茶道教室を、金曜日に生け花教室を実施し、短期講座として、5 月から 7 月の毎週水曜日に、初心者のためのヨガ教室を実施いたしました。

令和 4 年度の実施回数は、通年講座、短期講座合わせて 108 回となり、受講者数は、計 437 名となっております。

次に、「クラブによる団体利用」について、御報告いたします。

当施設の体育館及び研修室は、主に自主クラブに利用されており、毎週月曜、水曜、土曜日はバスケットボール、火曜・木曜日はバドミントン、金曜日はバレーボール、土曜日は社交ダンスの時間として割り当てております。

令和 4 年度の利用回数は計 321 回で、利用者数は、計 3,254 名となりました。

次に、「その他の利用」について、御報告いたします。

当施設は、勤労青少年を主な対象とした施設ではありますが、平日の日中など、勤労青少年の利用が比較的少ない時間は、それ以外の方の利用も認めており、「その他の利用」ということで、集計しております。

令和 4 年度の「その他」の利用回数は 303 回、利用者数は 2,055 名で、「主催講座」、「クラブによる団体利用」、「その他の利用」を合わせた総計は、利用回数が計 732 回、利用者数が、計 5,746 名となりました。

2 ページをお開きください。こちらは、施設の維持管理に係る、令和 4 年度の決算額を示したものです。

まず、歳出について、御説明いたします。

歳出の主な内容は、人件費、燃料費、光熱水費、修繕料、清掃委託料等の委託料で、令

和4年度の決算額は、計1,526万9千150円となりました。

次に、歳入について、御説明いたします。

当施設の利用料は無料であるため、収入額は、自動販売機設置に伴う建物貸付料と電気使用料、職員給与に係る保険料のみとなり、令和4年度の歳入決算額は、計7万4,856円となりました。

続きまして、「資料3」を御覧ください。

「令和5年度事業実施状況」について、御説明いたします。

こちらは、令和5年4月から12月末時点までの実施状況をまとめたもので、主催講座の実施回数は計98回、利用者数は計566名となっております。

また、「クラブによる団体利用」につきましても、利用回数が計245回、利用者数が2,858名となっており、「その他の利用」につきましても、利用回数が156回、利用者数が1,125名となっております。

また、これら合わせた総計は、利用回数が499回、利用者数が4,549名となっております。

2ページをお開きください。こちらは、施設の維持管理に係る令和5年度の予算額を示したもので、歳出予算額は計1,597万6,000円、歳入予算額は、8万4,400円となっております。

例年、予算額と決算額はほぼ同額となっており、今年度の決算額も、予算額とほぼ同額になると見込んでおります。

続きまして、「資料4」を御覧ください。

「施設の現状と課題」について、御説明いたします。

はじめに、「施設の設置根拠」について、御説明いたします。

昭和45年に制定された勤労青少年福祉法では、第15条及び第16条において、勤労青少年ホームの設置に関する内容を規定しており、さらに、平成16年度までは、勤労青少年ホームを設置するための補助金として、「勤労青少年福祉施設設備費補助金」が、国から交付されておりました。

しかし、勤労青少年福祉法が制定された高度成長期から現在までの間に、青少年を取り巻く社会経済状況が大きく変化したことに伴い、平成16年度に「勤労青少年福祉施設設備費補助金」が廃止され、平成27年度には、勤労青少年福祉法の改正が行われました。

この改正により、法律の名称が「勤労青少年福祉法」から「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改称され、また、勤労青少年ホームについて規定していた、第15条と第16条、及び関係省令等が削除または廃止され、勤労青少年ホームの設置・運営については、各地方公共団体が、地域の実情に応じて判断していくこととなりました。

これらを契機に、複数の地方公共団体が施設の方向性について見直しを図り、東北地方の中核市では、山形市が平成25年度に、秋田市が平成28年度に、盛岡市が平成31年度に、勤労青少年ホームを廃止としました。

次に、当施設の利用者数の推移について、御説明いたします。

当施設において、直近10年間で延べ利用者数が最も多かったのは平成27年度の8,206名ですが、これは、延べ利用者数が最も多かった平成11年度と比べると、58%の人数となります。また、令和2年度以降、コロナ禍の影響もあり、利用者数はさらに減少しており、直近3年間の年間延べ利用者数は、4,000人から7,000人の間で推移しております。

次に、当施設の耐震性能について、御説明いたします。

耐震基準が現行のものとなったのは平成12年ですが、当施設の本館は昭和40年に、体

育館は昭和 57 年に建設された建物のため、本館・体育館ともに、耐震基準を満たしているのか、現在のところ不明となっております。

近年、大規模な地震などの自然災害が頻発しておりますので、今後も施設の利用を継続していくためには、耐震診断及びその結果に伴う改修等を実施し、施設の安全性を担保する必要があると考えております。

2 ページをお開きください。「施設の老朽化」について、御説明いたします。

当施設の本館は築 58 年、体育館は築 40 年が経過しており、本館・体育館ともに、外壁のひび割れや、天井・屋根の雨漏りに伴う腐食などが発生するなど、建物の老朽化が進行しております。昨年度の定期点検の結果を抜粋したものを、参考資料 4、5 として皆様にお配りしておりますので、後ほど、御確認いただければと思います。

なお、施設に不具合や故障が生じた場合、優先度の高いものから順次、応急的な修繕を実施しているところではありますが、施設の利用を継続するためには、大規模な改修や修繕を行う必要があると考えております。

次に、「施設の耐用年数」について、御説明いたします。

「耐用年数」とは、いわゆる「寿命」のことで、施設の耐用年数は大きく分けて、「物理的耐用年数」、「機能的耐用年数」、「経済的耐用年数」の 3 つに分類されます。順に御説明いたします。

「物理的耐用年数」とは、建物の構造体が劣化し、強度の確保が困難な状態になるまでの年数、構造体の寿命のことで、日本建築学会の「建築物の耐久年数に関する考え方」では、鉄筋コンクリート造一般建築物と鉄骨造一般建築物の標準的な耐用年数を、「概ね 60 年」と設定しております。この考え方を当施設に当て嵌めると、本館は鉄筋コンクリート造、体育館は鉄骨造建築物であるため、物理的耐用年数は、本館・体育館ともに、「概ね 60 年」となります。

次に、「機能的耐用年数」について、御説明いたします。

「機能的耐用年数」とは、技術革新や需要変化などにより、当初の予定とは異なる機能を社会から要請され、施設がその機能に不足を生じるまでの年数のことです。当施設におきましては、施設が設置された高度成長期から現在までの間に、社会経済状況が大きく変化し、利用者数が減少傾向にあることから、機能的耐用年数は、既に超過しているのではないかと考えられます。

次に、「経済的耐用年数」について、御説明いたします。

「経済的耐用年数」とは、施設の維持管理コストが、施設を新築した場合よりも割高になるまでの年数のことで、経済的耐用年数には、「法定耐用年数」、「建設事業債務の償還年数」などがあります。

財務省では、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」によって法定耐用年数を定めており、この省令では、鉄筋コンクリート造一般建築物の法定耐用年数を「50 年」、鉄骨造体育館用建築物の法定耐用年数を「34 年」と定めております。そのため、当施設の本館、体育館は、いずれも法定耐用年数を超過しております。

また、青森県では、これらの定義を踏まえ、既存の一般県有施設の目標使用年数を「60 年」と設定しており、県の考え方を当施設に準用した場合、耐用年数は「60 年」、「令和 6 年度末」となります。

そのため、令和 6 年度末までは施設の利用を継続することとしていますが、それ以降の利用については検討が必要な状況でありますので、次回以降、皆様から様々な御意見を賜り、施設の方向性について、検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、「資料 5」を御覧ください。

「令和6年度事業計画（案）」について、御説明いたします。

令和6年度も、令和5年度と同様、主催事業として各種講座を開催するとともに、各曜日にバスケットボール、バドミントン等の時間を割り当て、施設の利用促進を図って参りたいと考えております。また、本審議会を数回開催し、施設の今後の方向性について、検討を進めて参りたいと考えております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

（会長）

はい。ありがとうございました。

只今、案件の1から5、ホームの概要、実績、現状と課題、令和6年度の事業計画（案）まで、御説明をいただきました。

この件につきまして、何か御質問等がある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

（〇〇委員）

はい。この「資料3 令和5年事業実施状況」のところで、予算のところですが、令和5年4月から12月まで、審議会が無かったと。令和5年度は、審議会は無かったのですか。

（事務局：八木田教育部長）

はい。決算としますと、3月までは5年度になりますので、今回の審議会が、5年度の審議会となります。また、次回以降については、令和6年度の決算に出てきます。

資料には“12月まで”と書いてありますが、予算は令和6年3月までとなりますので、「資料3」の“12月まで”は、“6年3月まで”に訂正をお願いいたします。

（会長）

はい。他に、何か御質問はございますか。

（〇〇委員）

はい。

10年ぶりの開催ということでしたけれども、私、10年前の最後の時に、この審議会に委員として出席しておりました。

その時、何故ずっと開かれなくなったのか言われたと思うのですが、10年間開催されなかった理由は、何だったのですか。何か理由があって、「もう開きませんから」と言われた気もするのですが。

（事務局：八木田教育部長）

すみません。私も教育長も、今年度4月に就任いたしまして、これまで審議会を開催していなかった理由は伝わっておりませんが、昨年度、令和4年度に、包括外部監査というものがありません。

令和4年度の包括外部監査は教育委員会全体の事業がテーマでありまして、その中で、こちらの勤労青少年ホームも監査の対象になりまして、今、お話しありましたように、「何故、この10年、審議会を開催していないのか」と。「色々な課題もあろうかと思えますし、勤労青少年ホーム運営審議会を持っているのであれば、色々な意見をいただくべきではないか」というお話をいただきまして、それを踏まえて、今回の開催に至りました。

また、この時期になりましたのは、実は今回、公募委員も予定しており、8月に募集をかけたのですけれども、残念ながら応募がなく、他の業務との兼ね合いもあり、この時期となってしまいました。

その点は反省点になりますけれども、遅ればせながら、包括外部監査での御指摘を踏まえて、今回の開催に至ったところです。

(会長)

はい。ほか、皆様から御意見、御質問等、ございますでしょうか。

(〇〇委員)

はい。教育委員会がこの施設を受け持つことになって、平成16年に勤労青少年福祉法設備費補助金というものが廃止されてから、この施設の予算は、どのようになったのかな、と。補助金が廃止されたので、全然、工事ができなかったのかな、と。そこを、どの部署が補うというか、担うことになったのかな、と。

今後の方向性を考えるためにも、予算というものは重要じゃないかな、と感じています。

(事務局：梅内教育指導課長)

予算のことについては、今、手元に資料がございませんので、次回、御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

(〇〇委員)

はい。これからの2年間で、どこかから頂けるようなものがあるのであれば、探し求めて。何とか作り直すのか。出来れば継続していきたいな、と。

他県のように、廃止で物事は済むと思いますが、若い青少年の人たちのために、八戸市は継続してあげられたら良いのではないかな、という想いでおりますので、方向性の中に、何か予算を確保できる項目があれば良いな、と思っています。よろしくお願いします。

(事務局：梅内教育指導課長)

かしこまりました。

(会長)

他に何か、皆様、ございませんか。よろしいでしょうか。

では、無いようでございますので、案件1から5番の方は、閉じさせていただきます。

続きまして、「(6) その他」についてですが、本日の審議会で、もし、気になったことですか、感じたことですか、改めて御質問等がある方は、今、この場でお聞きしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(〇〇委員)

はい。この審議会は、今後、どの位の頻度で開催する予定でしょうか。

(事務局：梅内教育指導課長)

はい。まず、来年度ですが、5月には次の審議会を開催したいと考えております。

令和5年度中に少なくとも2回。話合いの状況によっては、1～2回追加、という形で考えております。

(会長)

はい。ありがとうございます。

他に何か、皆様からございますか。よろしいでしょうか。

では、特に無いようでございますので、これで、本日の案件を全て終了いたします。

スムーズな進行に御協力いただきまして、大変、ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回八戸市勤労青少年ホーム運営審議会を終了いたします。本日は、御多用の中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、第2回目の審議会は、5月頃に開催したいと考えております。

時期が近づきましたら、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この後は施設見学となります。当施設の職員が施設を御案内いたしますので、準備ができるまで、少々お待ちください。(施設見学後、解散)